

岡崎市土地改良事業促進事務費補助金交付要綱

岡崎市土地改良事業促進事務費補助金交付要綱を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この要綱は、農業生産性の効率化並びに農用地の集団化を図るため、ほ場整備事業（区画整理、農業用排水路並びに農道及び農業用施設の整備事業であって、別に定める土地改良事業等採択要綱の要件を満たすもの。）を行う土地改良区等に対し、予算の範囲内において岡崎市土地改良事業促進事務費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 この要綱において補助対象事業は、県営土地改良事業、団体営土地改良事業及び単独市費土地改良事業のうちほ場整備事業とする。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第2項の規定による土地改良区の理事長
- (2) 土地改良法第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、愛知県知事の認可を受けた者又はその代表者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、農業者が組織する団体で市長が適当と認めた者

(補助対象経費)

第5条 補助金は、当該年度に行うほ場整備事業に伴う事務費に対して交付する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号による。ただし、前条の補助対象経費が次の各号に満たない時は、補助対象経費以内とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- | | |
|--|------------|
| (1) ほ場整備事業の認可された年度 | 1,000,000円 |
| (2) ほ場整備事業として認可された事業期間のうち当初認可された年度の翌年度から事業完了年度の前年度まで | 400,000円 |
| (3) ほ場整備事業の事業期間のうち事業完了年度 | 1,000,000円 |

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市土地改良事業促進事務費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え、事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (2) 申請者予算書

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、岡崎市土地改良事業促進事務費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、岡崎市土地改良事業促進事務費補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添え、補助事業の完了の日から起算して30日以内若しくは当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業に要した経費の支払領収書の写し
- (2) 補助金の交付の決定を受けた事業に係る収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を精査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市土地改良事業促進事務費補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（同省例に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間）を経過したときは、この限りではない。

2 補助事業者が、市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、岡崎市水路等維持管理事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定の報告書（様式第5号）を市長に速やかに提出するものとする。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 前2項の規定は、第10条に基づく補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第8条の規定は、第2項に基づく返還があつた場合について準用する。

（雑則）

第14条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。